

の元名、和多須神と延喜式に出でたるなどに思ひ合はずべし、書紀通證に「由良比女神社、元名和多須神、豊玉姫也、其所渡海、見于袖中抄、

ゆくげふも歸らん時も玉鉢のちぶりの神を祈れとぞおもふ

顯昭曰、知夫利神、即道振之神歟、海路亦祈之、又一宮記に「當社を國內一宮と云へるに、今里人も知らぬばかりの小社となれるは、いかにも不審なり、此例他國にもあり糺すべし」とあり、本社の所在地を、神名帳考證、隠州視聽合記、一宮巡詣記などには「今浦郷、薄子浦の山岬に在り」と記せり、神社叢書に「祭神明か也須注云、元名和多須神、連胤按するに、此帳分註に、元名和多須神とある六字は、後人頭註に據りての加筆なるべし、

此例あり」といへれど、神名帳考證には「由良比女神社名神大元名」と記せり、古事記傳に「須勢利比賣神云々、古來隠岐國ノ一ノ宮なれば、國人の崇敬は云ふも更なり、他國人も普く知る」とも見ゆ、古老の傳説に曰く

「神武天皇の御宇、此神社の西方由良の浦の疊石といふ處に、鳥賊を御手に持ち、苧桶に乗りて出現し給ふ、故に今猶毎年十月より十二月に至る際、鳥賊の此浦に深ひ寄ること夥しく、多き歳は數萬尾、少き歳も數百尾に下らず、中にも十月二十九日神歸の祭典ある夜は、鳥賊の漂著せざる歳なし、且古來殿内に不開箱と稱するものあり、明治八年之を開き見しに、量器に似たる箱三箇ありき、年久しきがために、形狀、木質共に分明ならざれども、頗る古雅にして、中古以後のものとも覺えず、或は彼の大神の乗らせ給へる苧桶にはあらずやと想像せらる云々、社記に見えたり、明治初年郷社に列す、社殿の棟數、本殿（明神造、檜材、高欄付、桁一間二尺、梁一間二尺）向拜（唐破風檜材、桁一間一尺、梁一間一尺）廊下（平屋根、松材、桁三間、梁二間）拜殿（入母屋造、松材、流向拜付、十二坪三合一勺）參籠所（入母屋造松材、向拜付十三坪九合五勺）隨神門（入母屋造松材、桁

二間半、梁一間半）境内坪數四百坪ありて、寶物は古樹一個古傳説に、大神の當國渡御の時乘り給ひしものとぞ、鏡三面（八角形傳來不詳）土玉一顆（徑二寸三分元祿七年十月）等を藏せりと云ふ。

例有の祭日 七月二十九日
二月初午、九月十九日

會計法適用
指定年月日

神饌幣帛料供進 明治四十年九月二十七日
指定年月日 告示第二百四十號
氏子戸數 二百六十四戸
崇敬者員數 一萬人

○島根縣隱岐國穩地郡五箇村大字久見

郷社

伊勢命神社

祭神 伊勢命

御神體は鏡なる由、神名帳考證に「今在酌村或作波村之辰巳山麓號伊勢明神」延喜式に「穩地郡、伊勢命神社名神大、續日本後紀に「嘉祥元年十一月丁巳朔壬申、隱岐國伊勢命神預明神例、緣屢有靈驗也」など見え、國內神名記に「正四位上伊勢命明神」とあり、古老の傳説に、創立年代は詳かならざれども、往古、現社地の南方凡五十間を隔て、約千五百坪の田畑あり、此處に夜々神火の燃ゆることありければ、村民等以て神明の出現となし、假に此處に小祠を建立せしに、年を追ひて盛りになりければ、神火の出現も止みぬ、然れども、同地は暴風に吹き荒さるゝ憂あるを以て、現今の地に遷せり、されば今もなほ舊社地をかりや（假屋の意か）といふ、又同字の内に、太古